

告示

埼玉県告示第千二百二十二号

越谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | | | | | |
|-----|------------|-------|----------|---------------------------------|---|----------------|
| 越谷市 | 調査を行った者の名称 | 令和五年度 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地区 | 認証年月日 |
| | | | | 街区境界調査 図十三枚 街区境界調査 簿一冊 | 越谷第六―六計画 区（北越谷二丁目、 北越谷二丁目、北 越谷四丁目の各一 部） | 令和六年十月 二十五日 |